

平成27年第4回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年12月 1日  
本日の会議 平成27年12月 1日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員    2番 中村 美穂 議員    3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員    6番 安藤 克彦 議員    7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員    9番 西岡 克之 議員    10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員    12番 山口憲一郎 議員    13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員    15番 吉岡 清彦 議員    16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君    議事課 長 中山 庄治 君  
係 長 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	鈴木 典秀 君
教 育 長	黒田 義和 君	総 務 部 長	荒木 重臣 君
企 画 振 興 部 長	松尾 義行 君	建 設 部 長	森 浩平 君
生 活 福 祉 部 長	松浦 篤美 君	教 育 次 長	帯田 由寿 君
水 道 局 長	古賀 洋 君	会 計 管 理 者	和泉 嘉彦 君
総 務 部 理 事	田平 俊則 君	企 画 振 興 部 理 事	大津 鉄治 君
教 育 委 員 会 理 事	近藤 徳雄 君	水 道 局 理 事	道端 和彦 君
政 策 推 進 課 長	山本 昭彦 君	総 務 課 長	谷本 圭介 君
財 務 課 長	田中 一之 君	管 財 課 長	迎 英樹 君
収 納 推 進 課 長	帯田 俊文 君	企 画 課 長	久保平敏弘 君
情 報 管 理 課 長	谷本 清 君	都 市 整 備 課 長	松邨 清茂 君
管 理 課 長	濱 伸二 君	農 林 水 産 課 長	中嶋 敏純 君
福 祉 課 長	村田ゆかり 君	健 康 保 険 課 長	森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長	富永 正彦 君	環 境 対 策 課 長	木島 英利 君
住 民 課 長	西平 隆邦 君	教 育 総 務 課 長	谷本 圭介 君
生 涯 学 習 課 長	栗山 浩二 君	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	山口 正 君
水 道 課 長	吉田 邦彦 君	下 水 道 課 長	道端 和彦 君
会 計 課 長	山口 利弘 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松本 廣 君
監 査 事 務 局 長	森 省二 君		

会議録署名議員

8番 分部 和弘 議員

9番 西岡 克之 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時12分

平成27年第4回長与町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年12月1日（火）  
午前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	63	長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
6	64	長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	
7	65	長与町教育振興基金条例	
8	66	長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例	
9	67	長与町部設置条例等の一部を改正する条例	
10	68	長与町税条例等の一部を改正する条例	
11	69	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
12	70	長与町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結について	
13	71	平成27年度長与町一般会計補正予算（第3号）	
14	72	平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	
15	73	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	
16	74	平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	

平成27年第4回長与町議会定例会会期日程

◎ 会 期 12月1日(火) ～ 12月14日(月) 14日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
12	1	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、 議案上程(提案理由説明)  (議案調査)(全員協議会)
	2	水	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前) 金子議員・吉岡議員 (午後) 竹中議員・分部議員 西岡議員
	3	木	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前) 饗庭議員・安部議員 (午後) 安藤議員・堤議員 河野議員
	4	金	9:30	本会議	議案に対する質疑・採決(委員会付託以外の議案) 議案に対する質疑・付託(委員会付託議案)
	5	土	—	休 会	
	6	日	—	休 会	
	7	月	9:30	委員会	付託案件審査
	8	火	9:30	委員会	付託案件審査
	9	水	9:30	委員会	付託案件審査
	10	木	9:30	委員会	付託案件審査
	11	金	9:30	委員会	付託案件審査(予備日)
	12	土	—	休 会	
	13	日	—	休 会	
	14	月	9:30	本会議	委員長報告・採決(委員会付託議案)

◎ 一般質問

2 日	午前	金子 恵 議員 ① 町政運営について ② 18歳選挙権に対する取り組みについて
		吉岡 清彦 議員 ① 生きがいつくりの政策推進について ② 五蠹行政からの脱却について ③ 教育委員会について
	午後	竹中 悟 議員 ① 町長のリーダーシップについて ② 改ざんは許さない について
		分部 和弘 議員 ① 防災について ② 新たな視点での防犯について ③ 幸福度日本一への取り組みについて
		西岡 克之 議員 ① 教育問題について ② 福祉政策について
	3 日	午前
安部 都 議員 ① 災害時の避難場所のあり方と救助と避難について ② 道ノ尾駅での長与の農産品・特産品の販路拡大と活性化について ③ マイナンバー制度について		
午後		安藤 克彦 議員 ① 新図書館建設に向けての取組について ② 「ふるさと納税」の更なる推進について
		堤 理志 議員 ① 時代にあった公園のあり方について ② 子育て支援策としての住宅リフォーム助成について
		河野 龍二 議員 ① 都市計画道路西高田線の今後について ② 農業振興策の取り組みについて ③ 子ども医療費助成の拡大について

## ○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから、平成27年第4回長与町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番、分部和弘議員、9番、西岡克之議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの14日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月14日までの14日間に決定いたしました。

日程第3「議長報告」を行います。議長報告であります。お手元に配付したとおりでありますので、説明を省略いたします。これで議長報告を終わります。日程第4、「行政報告」を行います。行政報告の発言を許します。吉田町長。

## ○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。平成27年、第4回長与町議会定例議会をお願いいたしましたところ、議員各位の大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思っております。本日から開会をしていただくわけでございますけれども、本議会におきましても、重要な案件をお願いをいたしております。どうぞよろしく御審議をいただき、御決定をいただきますようお願いを申し上げたいと思っております。それでは9月から11月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料配付をさせていただいておりますので、主要な部分だけご報告をさせていただきます。9月12日には、ふれあい広場の祭典が開催されました。これは、障害をお持ちの方が、一堂に会し、スポーツやゲームを通して交流と健康増進を図る目的で、毎年実施をいただいているところでございます。13日には、町民ソフトボール大会を39チームの参加を得て開催をしました。今年の頂点に立ちましたのが、サニータウン北チームでございました。なお、準優勝が緑ヶ丘チーム、第3位が馬込一本松・川頭と百合野第2チームという結果でございました。24日には懸案事項の一つでもあります、都市計画道路西高田線や高田南土地区画整理事業の早期完成のため、国土交通省へ整備促進について、要望にあがりました。今回に限らず、11月12日に、国道207号改良促進期成同盟会、九州地方国道整備促進総決起大会及び11月19日の東京で開催されました、全国町村大会に参加した際にも、国土交通省の関係部局に足を運び、事業の整備促進のために要望を行ってまいりました。今後もこれらの事業に係る財源確保など、早期完成のため、努力をしてまいりたいと考えております。「ほっとミーティング」は、この期間10月1日「みつば会サロン」11月12日には「長与南地区コミュニティ運営協議会」、11月24日に、「長与中央地区コミュニティ運営協議会」と3回開催をいたしました。現在、長与町が取り組んでる事業やこれからの計画について行政報告をさせていただきます、ご参加いた

きました皆様と、暮らしの中で疑問に思っていることや、自治体の身近な内容などについて意見交換を行いました。この「ほっとミーティング」は私が就任以来、開催回数を14回を数え、町民の皆様からの御意見などを直接、拝聴できるものとして定着をいたしております。10月6日、「第1回県南ターゲット・バードゴルフスポーツ交流ブロック大会」が多目芝生広場で開催されました。本大会は、平成28年に開催される、「ねんりんピック長崎2016」に向け、開催県にふさわしい成果と活躍ができるよう、また、大会運営と協議力向上を目的に、長崎市、西海市、時津町、長与町の2市2町から、60歳以上の94名の方々が参加をされております。また、「ねんりんピック長崎2016」開催1年前の節目である15日には、町民一体となって大会開催の気運を盛り上げるため、役場正面玄関横にカウントダウンボードを設置をいたしております。本大会が本町におきます競技も含めて成功できますように、皆さまには引き続きご協力をお願いしたいと考えております。11日に町民体育祭を開催いたしました。昨年は、「がんばらんば国体」「がんばらんば大会」開催の関係上、2年ぶりの開催となりましたが、31チームおよそ8000人の参加をいただき、盛会裏に終了することができました。議員各位におかれましても、ご出席を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。10月19日には、10月30日に策定を終えております「長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、整合を図りながら、現在、策定を進めております「長与町第9次総合計画」の素案について、長与町総合開発審議会へ諮問を図り、委員の皆様のご意見やご提言をいただきました。その後この計画につきましても、パブリックコメントによる意見募集を行いまして、27日にも「第3回長与町総合開発審議会会議」を開催し、今年度中の策定に向けて進めております。山積する課題に適切に対応し、持続可能な地域社会を構築するため、「住みたい、住み続けたい、住んで良かったと言われるような幸福度日本一のまち」を目指した計画にしていきたいと考えております。次に、10月24日でございますが、長与町の殉国者追悼式を執り行いました。こちらの方にも、議員各位にご出席いただき、献花をいただいたわけでございます。心から感謝を述べる次第でございます。25日には長与商工まつりが開催され、今回は、「ながよオレンジマルシェ」と銘打って、これまでとはまた違った志向の商工まつりとして、賑わいをみせた1日ございました。また同日に、第10回健康まつりも開催され、こちらも多くの参加をいただきまして、健康についての知識を深めていただいたのではないかと考えております。11月3日に、長与町民文化祭表彰式典におきまして、長与町政の推進のため各分野で御功勞いただいております方々の表彰式を執り行っております。21日には長与町青少年健全育成町民のつどいを開催していただきました。町内小・中学校の応募による「家庭の日人権」作文、あるいは「家庭の日・オアシス運動」などの標語コンクール表彰式等が行われました。特に地域の皆様が本町の子供たちに対する健全育成につきまして、御尽力いただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。25、26日に長与・時津環境施設組合の定例議会が開かれ、26年度決算

について認定をいただいたわけでございます。その他、お手元に配付のとおり、多くの会議、事業等がっております。次に載せております、5,000万未満の入札結果と合わせまして、ご参照いただければと思います。以上でございます。

#### ○議長（内村博法議員）

以上で行政報告を終わります。

次に日程第5、議案63号、長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

日程第6、議案第64号、長与町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例。日程第7、議案第65号、長与町教育振興基金条例。日程第8、議案第66号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例。日程第9、議案第67号、長与町部設置条例等の一部を改正する条例。日程第10、議案第68号、長与町税条例等の一部を改正する条例。日程第11、議案第69号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。日程第12、議案第70号、長与町防災無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第63号から第70号までの提案理由のご説明をいたします。始めに議案第63号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法の施行により、平成28年1月から住民票を有するすべての方に対して、「個人番号」いわゆるマイナンバーが付番されます。本条例は町民の利便性向上のため、マイナンバーを町の事務に活用することについて、必要な事項を定めるものでございます。ただし、この利活用につきましては、どのような範囲でも認められるというものではございません。よって、本町においては、他自治体の動向を調査しながら、番号法の趣旨に沿った形で、福祉・保健・医療その他の社会保障、地方税、防災、そして、これらに類する事務について、条例を定め、必要な限度でマイナンバーを活用をしていくことといたします。まず第1条では「マイナンバーの利用」と「マイナンバーをその内容に含む個人情報である、特定個人情報の提供」について主旨を規定をいたします。第2条では、番号法を踏まえ、条例における用語の意義を規定します。第3条では、番号法を踏まえ、町の責務を明示します。第4条では、番号法により条例で定める個人番号を利用する事務を、「条例別表第1に定める事務」「別表第2に定める事務」「法別表第2の第2欄に掲げる事務」とすることを規定します。第2項では、条例別表第2に定める事務を処理するに当たり、執行機関は、自ら保有する特定個人情報を同一執行機関内で複数事務に利用できることを規定します。第3項では、法別表第2の第2欄に掲げる事



務を処理するに当たり、執行機関は、自ら保有する特定個人情報を特定執行機関内で、複数事務に利用できることを規定します。第4項では、特定個人情報の利用があった場合に、他の条例等によりこの特定個人情報と同じ内容を含む書面の提出が義務づけられている時は、この書面の提出があったものとみなすことを規定します。第5条では、番号法により条例で定める特定個人情報を提供する事務を、条例別表第3に定める事務とすることを規定します。第2項では、特定個人情報の提供があった場合に、他の条例等によりこの特定個人情報と同じ内容を含む書面の提出が義務づけられているときは、この書面の提出があったものとみなすことを規定します。第6条では、条例の施行に関し必要な事項を、規則で定めることを規定します。施行期日については、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日である平成28年1月1日としております。ただし、別表第1と別表第2の町長の部分につきましては、事務を開始する平成28年4月1日を施行日としております。

続きまして、議案第64号、長与町長期継続契約をすることができる契約を定める条例につきまして、提案理由を説明いたします。平成16年度の地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令により、長期継続契約を締結することができる契約の対象が拡大されました。これによりまして、長与町においても、施設数、物品の借り入れ件数の増加に伴い、長期継続契約を行うことで、さらなる事務の合理化、効率化を図るため、長期継続契約の対象を定めるものでございます。まず第1条では、本条例の趣旨を定めております。第2条は、長期継続契約を締結することができる種類を規定したものでございます。第3条は、長期継続契約を締結することができる契約期間を規定したものでございます。第4条は、具体的な契約の種類などについて、規則で定めることを規定したものでございます。附則でございますが、この条例は平成28年1月1日から施行し、同年4月1日以後のその履行がなされる契約から適用することとしております。

次に、議案第65号、長与町教育振興基金条例について、提案理由をご説明を申し上げます。本条例は、教育委員会が所管する、長与町図書基金、義務教育施設整備基金、長与町体育振興基金及び長与町文化振興基金を統合し、本町の教育振興事業の円滑化を図るため、「長与町教育振興基金条例」の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。条文に沿ってご説明を申し上げます。第1条では、設置の目的を規定しております。第2条では、基金の額を規定し、第3条では、基金の管理について規定をしております。第4条では、運用益金の処理について規定をしております。第5条で、処分について規定し、第6条では委任について規定したものでございます。附則といたしまして、この条例は平成28年1月4日から施行し、この条例の施行に伴い、長与町図書基金条例、義務教育施設整備基金条例、長与町体育振興基金条例及び長与町文化振興基金条例を廃止するものでございます。

議案第66号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理

由をご説明申し上げます。本条例は、長与町図書館建設用地の先行取得を行うため基金の増額するものでございます。第2条第1項で規定をしております基金の額「4億7,600万円」に「4億円」を加え、「8億7,600万円」に改めるものでございます。附則につきましては、施行期日を平成28年1月4日から施行することといたしております。第2項には現在の基金額の端数については、同条例第2条の規定により積み立てられた基金の額とみなす、経過措置を設けております。

次に、議案第67号、長与町部設置条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。本条例案は、町長の直近下位の内部組織につきまして、住民にとって明確で利便性の高い組織とするため、第1条におきまして、部設置条例を改正するとともに、第2条及び第3条において関係条例の条文整理を行うものでございます。まず、第1条の部設置条例の改正につきまして、第1条の改正は町長の部を総務部、企画財政部、住民福祉部、健康保険部、建設産業部の5部制とするものでございます。第2条の改正は、各部の分掌事務につきまして、総務部は行政管理・地域住民の安全安心の部門、企画財政部は、政策企画・財政・税務の部門、住民福祉部は住民環境・社会福祉・子育て支援の部門、健康保険は、保険・年金・健康づくりの部門、建設産業部は、建設・農林水産業・商工業の部門などとするものでございます。次に、第2条の介護保険運営協議会条例の改正と第3条の指定管理者候補者選定委員会条例の改正は、部設置条例の改正に伴い、条例事項ではない条文を整理することを目的として、所管課の名称を削り別に定めるためのものでございます。施行期日につきましては、平成28年4月1日とします。

次に、議案第68号、長与町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。平成27年度税制改正において、条例委任事項が設けられたことに伴い、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設され、従前の猶予制度、猶予に係る担保の徴収基準など一定の事項の改正及び番号法に伴う所要の措置の改正があったことにより、長与町税条例等の改正を行うものでございます。1ページの第1条につきまして、第8条は、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法の規定。第9条は、徴収猶予の申請手続等の規定。2ページの第10条は、職権による換価の猶予の手続等の規定。3ページの第11条は、申請による換価の猶予の申請手続等の規定。第12条は、担保を徴する必要がある場合の規定でございます。4ページの第2条は、先の5月の臨時議会で承認いただきました条例の、番号法改正に伴う追加改正でございます。附則でございますが、施行日を平成28年4月1日とし、第2条の施行日を平成28年1月1日としております。

議案第69号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本町における国民健康保険特別会計の現状は、非常に逼迫した厳しい状況が続いております。皆さんご存じのように国保の被保険者は年齢構成

が高く、医療費水準も高くなっております。また、雇用情勢の回復と少子高齢化で加入者も減少していることから、現状の税率での調定額も毎年減り続けている状況でございます。本町の医療費は、県下でも上位に位置し、国保会計からの給付費も毎年2%～3%増加しており、1人当たりの医療費も県内市町では高い状況にあります。現行の税率につきましては、平成24年度から適用しておりますが、この税率につきましては、平成26年度までの3ヶ年を見通して改定をさせていただきました。最終年度である平成26年度決算におきましては、単年度収支をみると、おおよそ1億1000万円の赤字となっております。24年度からの繰越金より、なんとか収支を保つことができしております。なお、平成27年度におきましては、平成30年度からの国保の都道府県単一化向け、一部で制度改正等が行われ、歳入増が見込まれたことにより、現行税率での収支の見通しがたち、税率改定は見送ったところでございます。しかしながら、平成28年度と平成29年度の収支につきましては、単年度平均でおよそ6,500万円の不足額が生じてくると試算をしております。平成23年度で、皆無となった基金につきましては、平成24年度以降、積み立てを行っておりますが、現時点で3,350万しかございません。基金取り崩しによる運用も不可能であり、本来、基金の利用は不慮の医療等の多額な出費に対処するためのものと定義がされておりますので、万一に備えるものとして、残しておくべきものと考えております。このような町の国保財政の現状を踏まえ、「長与町国民健康保険特別会計健全性維持のための税率改定方針」として、次の5つの項目を基本におきまして税率改定の検討を行ってまいりました。1点目といたしましては、長与町国民健康保険特別会計は、原則、基金運用を含む独立採算での会計運営を維持しております。これは、一般会計からの法定外繰入は、国保被保険者以外の住民が多く、その方々が国保の費用を負担することとなることから、本町では原則として行わない考えであります。2点目は、滞納整理を積極的に行い、収納率を向上するとともに、滞納額の減少を図るものとしております。国保の被保険者所得の低い方が多く、滞納となるケースも増えております。本町といたしましては、収納推進専門委員の指導を仰ぎながら、今後も滞納者との接触を図り、相談に乗る体制を築くことで、確実に納付に導くとともに、払えるのに払わないという悪質な滞納者に対しては、さらなる滞納整理をやっていくものとしております。3点目は、今回この税率改定における税率適用期間は平成28年度、平成29年度の2カ年とする。これは平成30年度から県による財政運営が行われるため、30年度以降につきましては、県が標準保険税率を公表することとなっているためでございます。4点目は、平成28年度、平成29年度の国保会計の単年度の税収見込額は9億7000円万程度が必要であるとしております。これは、医療給付費等の伸び率を考慮して、国保会計の収支見込みを考えた場合、国保会計が必要とする額は、およそ9億7,000万円で、単年度平均およそ6500万円の増加となるためです。5点目は、本町の課税方式を4方式から資産割を廃止した3方式へ移行するとしております。これは前回の改定の際に、将来的に資産割を廃止するとしており

ました。地方税法に規定されている課税方式が、町村型と呼ばれる所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の4方式、中小都市型と呼ばれる所得割額・均等割額・平等割額の3方式、そして都市型と呼ばれる所得割額・均等割額の2方式の3つのパターンがありますが、本町の環境は中小都市型であると判断し、今回の改正におきましては廃止したいと考えております。今回の税率改定におきまして、長崎県全体の市町を十分精査するとともに、低所得者に配慮し、応益割の割合が低くなるようにいたしました。このような項目を基本におきまして、次のような税率の見直しを行うものとして、先般、国民健康保険運営協議会へ諮問し、承認を得たところでございます。それでは、今回の改正内容について説明を申し上げます。第2条第2項から第4項までは課税項目の資産割額を削るものでございます。第3条から第5条の2は、基礎課税額（医療分）で、第3条第1項は所得割の率を改めるものでございます。第4条は資産割の率の規定のため削除するものでございます。第5条は被保険者均等割額を、第5条の2は世帯平等割額について、特定世帯及び特定継続世帯以外の一般世帯、特定世帯、特定継続世帯のそれぞれの額を改めるものでございます。第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金分で、第6条は所得割の率を改めるものです。第7条は、資産割の率の規定のため削除するものでございます。第7条の3は世帯平等割額を、一般世帯、特定世帯、特定継続世帯のそれぞれの額を改めるものでございます。第8条から第9条の3は、介護納付金で、第8条は所得割の率を改めるものでございます。第9条は資産割の率の規定のため削除するものでございます。9条の2は被保険者均等割額を、第9条の3は、世帯平等割額を改めるものでございます。第21条は、軽減に対する均等割額及び平等割額を定めたもので、第1号は、7割軽減関係でございます。第1号イは、医療費の均等割額の軽減額で、同号ロは、医療分の平等割額の軽減額で、同号ニは支援分の平等割額の軽減額で、それぞれ、イが一般世帯、ロが特定世帯、ハが特定継続世帯の軽減額を改めるものでございます。同号ホは、介護分の均等割額の軽減額で、同号ヘは、介護分の平等割額の軽減額を改めるものでございます。同条第2号は、5割軽減、同条第3号は、2割軽減関係でございますが、同条第1号と同様に、それぞれの区分で「均等割額」、「平等割額」の軽減額を改めるものでございます。附則でございますが、第1項に施行期日を、第2項に適用区分を規定をしております。

議案第70号、長与町消防防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本請負契約は、長与町防災行政無線（同報系）をアナログ方式からデジタル方式に更新する工事でございます。契約金額は、4億4,820万となっており、契約の相手方は、長崎市平野町2番40号、株式会社九電工長崎支店、上席執行役員支店長、塚原修二、資本金79億100万となったおります。契約の方法は、指名競争入札で、11月2日に指名7社による入札を行っております。工事の主な内容といたしましては、防災行政無線の機器の更新と子局の柱の建替、複数メディアシステムの導入による防災情報伝達の迅速化とSNSなど各種

情報媒体との連携、戸別受信機の更新も行うものでございます。なお、別紙参考図面として、システム構成図・屋外拡声子局音達図・屋外拡声一覧表を添付をしておりますので、御参照をいただきたいと存じます。工期につきましては、本契約成立後、平成29年1月31日までの間を予定しております。本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

次に、日程第13、議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算第3号。議案第72項、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第2号。日程第15、議案第73号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算第1号。日程第16、議案第74号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算第1号を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしております、議案について、提案理由の説明を求めます。吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第71号から第74号までの提案理由をご説明いたします。議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算第3号につきまして、予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ9億8,015万5000円を追加して、補正後の総額を128億4,969万5,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出の予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の13款国庫支出金、1項国庫負担金では、交付額の確定により国民健康保険基盤安定負担金増額のほか、障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金、保育所運営費負担金の実績に伴う増額分を計上いたしております、14款県支出金1項県負担金におきましても、交付額の確定による国民健康保険基盤安定負担金増額のほか、障害者自立支援給付費負担金、障害児通所給付費等負担金の実績に伴う増額分を計上いたしております。17款繰入金1項特別会計繰入金におきましては、土地区画整理事業特別会計から保留地処分金に係る繰入金を、2項基金繰入金におきましては、教育関係基金の再編に伴う繰入額等を計上いたしました。18款繰越金は、今回の補正予算の財源調整といたしまして、計上をしております。続きまして、3ページから4ページまでの歳出につきまして、ご説明申し上げます。歳出では、各科目の職員人件費につきまして、退職、新規採用及び配置転換などの補正分を計上いたしております。次に、職員人件費以外の補正につきましては、主なものをご説明いたします。2款総務費では、課税事務の効率化を図るためのシステム導入経費及び4月26日執行の長与町議会議員一般選挙費の精算分を計上。3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金の増額補正及び自立支援給付金、障害児通所給付費、保育所運営費補助金の実績見込みに

よる増額、そして、平成26年度実績に伴う補助金等返還金を計上いたしております。4款衛生費では、予防接種委託料及び養育医療費の実績見込みによる増額など計上いたしております。6款 農林水産業費では、農道等補修工事費等を計上。8款土木費では、道路台帳作成整備委託料及び町道管理委託料、そして、高田南土地地区画整理事業に係る用地購入費等を計上をいたしました。9款消防費では、防火水槽の補修及び清掃に係る経費を計上。10款教育費では、教育関係基金の再編に伴う積立金を計上いたしました。13款諸支出金では、長与町図書館建設用地の先行取得を行うための土地開発基金への積立金を計上しております。5ページの第2表債務負担行為補正では、課税化事務の効率化を図るために必要となるイメージ管理システム利用料を追加するものでございます。以上が補正予算第3号の主な内容でございます。議案の後に平成27年度長与町一般会計補正予算第3号に関します説明書を添付をいたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、議案第72号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,396万円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億906万3,000円とするものでございます。それでは歳入につきまして、御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。9款繰入金1項他会計繰入金は、保険財政基盤安定繰入金の額及び財政安定化支援事業繰入金の額が確定いたしましたので、3,396万円を計上いたしております。次に、歳出につきまして御説明をいたします。3款高齢者支援金、4款前期高齢者納付金、6款介護納付金につきましては、平成27年度分の確定額に伴う補正となりました。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、平成26年度の実績による、国の療養給付費負担金の額が確定し、返還金が生じたので、計上いたしております。12款予備費1項予備費につきましては、702万6000円を増額することで、収支を調整いたしております。以上が今回の補正の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第2号に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。

次に議案第73号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ693万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額を9億9,565万2,000円とするものでございます。それから、歳入について説明をします。予算書の2ページをお開きください。まず、3款1項一般会計繰入金、276万2千円を人件費等の変更に伴い、減額をいたしております。次に、4款1項繰入金、627万3000円、5款2項保留地処分金、342万2000円を前年度繰越金の受入れ並びに高田南土地地区画整理事業における保留地売却の実績により追加いたしております。次に、歳出について説明します。3ページをお開きくだ

さい。1款1項都市計画費を693万3000円、追加しております。これは、歳入で  
ご説明しました、人件費等の変更による減額を行うとともに、繰越金及び保留地処分金  
による追加分を高田南土地区画整理事業における県への委託金及び一般会計への繰出金  
として支出するものでございます。以上が、今回の補正予算の主な内容でございます。  
なお、説明資料といたしまして、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事  
業特別会計補正予算第1号に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照願いま  
す。

次に、議案第74号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算第1号につしまし  
て、提案理由の説明を申し上げます。予算書に1ページをお開き願います。今回の補正  
は、第2条収益的収入及び支出の支出で、第1款下水道事業費用を125万1000円  
の増額補正を行い、費用総額9億7,139万9,000円といたしております。これは  
人事異動に伴う職員給与費の増額でございます。次に第3条資本的収支及び支出の支出  
で第1款資本的支出では、13万4000円を増額し、支出増額を4億1,480万9  
000円といたしております。これは給与改定に伴う職員給与費の増額でございます。  
なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2億5,109万5000円は  
当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額532万7000円及び減債積立金、  
2億4576万8,000円で補てんする予定としております。予算書の2ページをお  
開き願います。第4条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することので  
きない経費の金額のうち、(1)職員給与費を、138万5,000円増額し、7,11  
9万3,000円といたしました。人事異動に伴うものが主なものでございます。以上  
が、今回の補正予算の主な内容でございます。なお、議案の後に、長与町下水道事業会  
計補正予算第1号に関する説明書を添付しております。以上ご審議のほどよろしくお願  
い申し上げます。

#### ○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。本日はこれで散会いたします。お疲れさまで  
した。なお、10時30分より議員全員協議会を開催します。議員の皆様はお集まりく  
ださい。